

# ◎給与支払報告書の記入について

6		※ 区分		※ 種別		※ 整理番号		※			
支払を受ける者		住所		宮城県登米市迫町佐沼字中江2丁目6番地1		(受給者番号) 0123-456789		(個人番号) ① 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2			
種別		支払金額		給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額			
給与等		円		円		円		円			
		5,900,000		4,280,000		3,031,344		0			
(源泉)控除対象配偶者の有無		配偶者(特別)控除の額		③ 控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)		障害者の数(本人を除く。)		非居住者である親族の数			
老人		380 000		特定 1 1 1 1 1		老人 1 1 1 1 1		その他 1 1 1 1 1			
有		従有		○		②		④			
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額					
円		円		円		円		円			
411,344		120,000		50,000		62,400					
(摘要) 普通徴収F(5月31日退職予定) 前職: 登米産業(株) 令和5年3月31日退職 支払金額: 1,478,700円 源泉徴収税額: 61,054円 社会保険料: 104,860円 (1) 登米市吾郎											
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額		新個人年金保険料の金額		旧個人年金保険料の金額	
円		円		円		円		円		円	
38,000		50,000		90,000		0		78,000			
住宅借入金等特別控除の額の内訳		住宅借入金等特別控除適用数		居住開始年月日(1回目)		居住開始年月日(2回目)		居住開始年月日(3回目)		居住開始年月日(4回目)	
円		円		円		円		円		円	
1		100,000		28年12月24日		24日		住		10,000,000	
住宅借入金等特別控除可能額		住宅借入金等特別控除可能額		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等特別控除区分(3回目)		住宅借入金等特別控除区分(4回目)	
円		円		円		円		円		円	
0		0		0		0		0		0	
(源泉・特別)控除対象配偶者		フリガナ		氏名		配偶者の合計所得		国民年金保険料等の金額		旧長期障害保険料の金額	
⑦		トメシ マチコ		登米市 町子		230,000		円		円	
個人番号		フリガナ		氏名		16歳未満の扶養親族		基礎控除の額		所得金額控除額	
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		トメシ ハナコ		登米市 花子		1		円		円	
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 2 4		トメシ イチロウ		登米市 一郎		2		円		円	
1 2 3 4 5 6 7 8 8 0 3 6		トメシ ジロウ		登米市 次郎		3		円		円	
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 0 9 1		トメシ ヨウコ		登米市 葉子		4		円		円	
4 5 6 7 8 9 0 1 2 0 8 5						5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号					
						112233445566					
未成年者		外国人		死亡退職		本人が障害者		乙欄		その他	
						特別		その他		その他	
						配偶者		ひとり親		勤労学生	
						中途就・退職		受給者生年月日			
						就職		元号		年 月 日	
						○		昭和		37 10 10	
						個人番号又は法人番号					
						9 8 7 6 5 4 3 2 1 2 3 4 5					
						(右詰で記載してください)					
住所(居所)又は所在地		宮城県登米市迫町佐沼字中江2丁目6番地1									
氏名又は名称		登米市商事 株式会社									
		(電話) 0220-22-2163									

- ① 支払を受ける者の個人番号(マイナンバー) ※給与の支払を受ける方に交付する源泉徴収票には、個人番号は記載しません。  
・給与を受ける方の個人番号を記載します。
- ② 控除対象配偶者の有無  
・配偶者控除をしなかった場合には何も記載しません。
- ③ 扶養親族の数  
・扶養親族の人数と16歳未満の扶養親族の人数を分けて記載してください。
- ④ 非居住者である親族の数  
・配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる配偶者、扶養控除の対象となる扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうち、非居住者の方がいる場合には、その人数を記載します。  
※非居住者とは国外に居住するもの(日本国内に住所も居所も有していないもの)を言います。以下同じ。
- ⑤ 摘要  
・希望する住民税の徴収方法を記載してください。普通徴収を希望する場合は、該当する理由を下記の普A~普Fから選択して合わせて記載してください。  
普A. 総従業員数が2名以下(下記「普B」~「普F」に該当するすべての(他市町村を含む)従業員数を差し引いた人数)  
普B. 他の事業所で特別徴収(乙欄該当者など)  
普C. 給与が少なく税額が引けない(年間の給与支給額が9.3万円以下)  
普D. 給与の支払が不定期(給与の支払が毎月でない)  
普E. 事業専従者(個人事業主の場合のみ該当)  
普F. 退職者又は退職予定者及び休職中又は休職予定者(5月末日まで)  
・年の途中で就職した方について、前職分も含めて年末調整を行った場合は、【会社名及び退職年月日のほか、(A)他の支払者が支払った給与等の金額、(B)徴収した所得税の合計額、(C)控除した社会保険料の金額】を必ず記載してください。  
・5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載してください。なお、氏名の前には括弧書きの数字を付し、下段で記載する個人番号との関係性がわかるように記載してください。  
(例: (1) 登米市吾郎)  
また、この者が非居住者である場合には氏名の後に”(非居住者)”と記載し、年少の場合には氏名の後に”(年少)”と記載してください。  
・⑥の住宅借入金等特別控除適用数が3以上の場合は、この摘要欄に住宅借入金等特別控除区分、居住開始年月日及び住宅借入金等年末残高を記載してください。
- ⑥ 住宅借入金等特別控除の額の内訳  
・住宅借入金等特別控除摘要数(給報へ記載する数)、居住開始年月日、住宅借入金等年末残高及び区分を記載してください。
- ⑦ 控除対象配偶者 ⑧ 控除対象扶養親族 ⑨ 16歳未満の扶養親族  
・それぞれ控除等の対象となる方がいる場合には、氏名と個人番号(マイナンバー)を記載してください。なお、対象者が非居住者の場合には区分の欄に「○」を記載してください。  
・配偶者特別控除の対象となる配偶者の場合も「⑦控除対象配偶者」の欄に記載してください。
- ⑩ 5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号 ⑪ 5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号  
・⑧及び⑨欄の対象者が5人以上となる場合は、5人目以降の個人番号を⑩及び⑪欄に記載してください。なお、いずれの場合にも個人番号の前に「⑤摘要欄」で記載した括弧書きの数字を付し、氏名等との関係性がわかるように記載してください。(例: (1) 112233445566)
- ⑫ 支払者の個人番号又は法人番号 ※給与の支払を受ける方に交付する源泉徴収票には、個人番号及び法人番号は記載しません。  
・支払をする方の個人番号又は法人番号を記載します。

給与支払報告書(個人別明細書)

(市町村提出用)